

平成29年度

総 会 議 案 書

平成29年5月26日(金)

大阪市立港区民センター

大阪市立小中学校事務研究会

平成29年度 総会次第

- 1 開会あいさつ
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 平成28年度 事業報告
 - (2) 平成28年度 会計決算報告
 - (3) 平成28年度 監査報告
 - (4) 会則の改正について（案）
 - (5) 平成29年度 役員等選出について
 - (6) 平成29年度 事業計画（案）
 - (7) 平成29年度 会計予算（案）
- 4 閉会あいさつ

議案書は、総会当日ご持参ください。

平成28年度 事業報告

大阪市の学校事務職員を取り巻く情勢はめまぐるしく変化し、平成28年度末には政令市への給与負担等税源移譲に向けた整備がすすめられました。このような中、大阪市立小中学校事務研究会（市事研）は、新しい時代に対応した学校組織体制を創造し、コンプライアンスの確保とより信頼ある確かな学校事務の実現に向けて、研究課題を「つながろう！つながりから見える学校事務の向上」としました。また、活動の重点を「学校力が向上する学校事務モデルの研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」の3本柱として、研究会活動を進めてきました。

5月には「消防用設備等点検について」と題して、研修会を開催しました。講師の大阪市教育委員会事務局 施設整備課 設備管理担当課長代理 栗田 政志 様から、消防設備に関する基礎的な知識のほか、消防用設備の整備に関わる注意点等について詳しくお話いただきました。

11月には「つながろう！つながりから見える学校事務の向上～共に踏み出そう！学校教育の未来へ～」を大会テーマに第24回大阪市立小中学校事務研究大会を開催しました。記念講演では、『『チーム学校』論議と学校事務職員の課題』と題して、茨城大学大学院 教育学研究科 准教授 加藤 崇英 様を講師に迎え、ご講演いただきました。中央教育審議会答申「チーム学校としての学校教育の在り方と今後の改善方策について」においては、「チームとしての学校」実現に向けた具体的な改善方策や学校のマネジメント機能の強化が挙げられていることから、このような情勢を踏まえて学校の課題や学校事務職員の課題等について、お話いただきました。

研究部からは、「提案型の学校事務職員に求められるもの」と題し、研究発表を行いました。子どもたちや学校教育、また学校事務職員を取り巻く状況から、学校経営に参画する方法として「提案すること」に焦点をあてた昨年度の研究内容からさらに研究を進め、提案実践などを通じて考察してきた研究成果を発表しました。研究発表の最後には記念講演講師の加藤様よりご講評いただき、「学校を良くしていこうという思いを持つためには、理想の学校についてビジョンを描ける学校事務職員になってほしい。また、学校事務職員の個業で終わるのではなく、学校組織の中で協業し取り組んでほしい。」等のアドバイスをいただきました。

平成29年1月には、「学校徴収金会計事務について」と題し、会計基準や年度末決算に向けての実務研修会を開催しました。学校徴収金は保護者の信託を得て管理・執行する経費であり、効果的に学校教育活動に結び付けなければならないことから、適正な会計処理について今一度確認し、実務能力の向上を図ることができました。

1 総会

本会の最高決議機関である総会は、会員の意思を反映させる場です。
平成28年度は、次により開催しました。

開催日	平成28年5月27日（金）
会場	大阪市立西区民センター
議事	(1)平成27年度 事業報告 (2)平成27年度 会計決算報告 (3)平成27年度 監査報告 (4)平成28年度 事業計画（案） (5)平成28年度 会計予算（案） (6)会則の改正について（案）

2 幹事会

総会で委任された事項について協議・決議し、研究研修活動の円滑な実施を図るよう努めました。

年 月 日	会 場	内 容
28. 6. 21	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 今年度の活動について・ 第24回研究大会について・ 業務連絡 維持運営費予算更正について 小中一貫校について 塾代助成について 大阪府自転車条例について・ 関係団体活動報告等
28. 10. 24	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 研究会活動について・ 第24回研究大会について・ 実務研修会について・ 業務連絡 予算の適正執行について・ 関係団体活動報告等
29. 2. 23	大阪市教育センター	<ul style="list-style-type: none">・ 研究会活動について・ 第24回研究大会について（総括）・ 補正予算について・ 会則等改正について（案）・ 役員等選出委員会の設置について・ 業務連絡 学校徴収金及び学校給食費の登録 口座の内容確認について・ 関係団体活動報告等

3 役員会

役員会は、総会で承認された事項や協議された事項について適宜会議を開催し、円滑な研究会活動を図るよう努めました。

4 事務局

〔活動内容〕

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報等の発信
- (5) 関係機関・団体との連携

事務局は、各専門部との連携や、府事研・近事研・全事研との連携をはじめとし、関係機関との調整にあたり、市事研の効率的な会務運営に努めました。

① 第1回事務局・専門部合同研修会

目的 ア 今年度の研究課題をはじめ活動方針について、共通理解を図る。

情勢の厳しさを理解し、事務局・専門部員として自覚と責任ある行動を促す。

イ 学校事務の全国的な状況を理解し、大阪市における新たな学校事務の展開と可能性について考える。

対象 市事研役員・事務局員・専門部員・監査委員

内容 実務演習及び討議会

開催日 平成28年8月25日（木）

会場 大阪市教育センター

② 第2回事務局・専門部合同研修会

目的 ア 第24回研究大会の総括を行い、今後の学校事務のあり方や学校事務職員の果たす役割を考える。

イ より広い視野で、学校教育を推進する確かな学校事務を創造するため、身近な課題について問題意識を持ち、解決に向けて検討し共通理解を図る。

対象 市事研役員・事務局員・専門部員・監査委員

内容 実務演習及び討議会

開催日 平成29年1月26日（木）

会場 大阪市教育センター

③ 会報等の発行、ホームページの運営

市事研会報「市事研 おおさか 翔」第192～197号を発行しました。

内容は、総会、幹事会、事務局・専門部主管の研修会などの案内や報告、本研究会の活動内容、関係機関・団体の研究大会等の報告を掲載し、会員に周知しました。また、所属長や関係機関にも配付し、研究会活動や学校事務についてアピールしました。

市事研のホームページにも会報や研修会等の案内を随時掲載しました。3月には会員がより活用しやすいようにリニューアルしました。

発行物	内容等
会報 (192号)	・研修会及び総会 開催案内
会報 (193号)	・市事研総会の報告 ・研修会「消防設備等点検について」報告 ・研究部による「学校事務職員による提案実践の経過報告」 ・パソコン研修会 開催案内
会報 (194号)	・第24回研究大会 開催案内 ・第1回事務局・専門部合同研修会報告 ・第48回全国公立小中学校事務研究大会（山形大会）報告 ・第34回政令指定都市学校事務職員研究協議会報告 ・第69回大阪府公立学校事務研究会研修講座報告 ・近畿公立小中学校事務職員研修会サマーフォーラム報告
会報 (195号)	・第24回研究大会 時程等の案内 ・第8回全国公立小中学校事務職員研究会兵庫支部研究大会報告
パレット	平成28年度の会費納入者へ発送
会報 (196号)	・第24回研究大会 記念講演「『チーム学校』論議と学校事務職員の課題」報告 研究発表「提案型の事務職員に求められるもの」報告 ・大阪府公立学校事務研究大会報告 ・奈良県公立小中学校事務研究大会報告 ・滋賀県公立小中学校事務研究大会報告 ・京都市立学校事務研究大会報告
会報 (197号)	・実務研修会「学校徴収金会計事務について」報告 ・第2回事務局・専門部合同研修会報告 ・大阪市立学校事務連絡協議会研修会報告 ・全国公立小中学校事務職員研究会評議委員会及び役員研修会報告 ・平成28年度全国公立小中学校事務職員研究会セミナー報告 ・近畿公立小中学校事務職員セミナー報告 ・平成28年度神戸市立小学校事務研究大会報告
転任個人報告書	全校へ発送（ホームページにはデータファイルを掲載）

5 専門部

研究部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) 学校事務職員の果たす役割の研究

学校教育に対して今後学校事務職員が果たすべき役割や可能性について研究します。学校事務職員の専門性や強みを活かした具体的な事務実践に取り組み、学校運営への参画方法などについて考察します。

(2) 事務改善に関する研究

学校事務の領域全般を視野に入れた、効率的・効果的な事務の運営について研究します。

(3) 学校事務の調査および統計

① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査および意識調査を実施します。

② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

〔活動内容〕

社会の急激な変化に伴って学校教育に求められる役割がより一層複雑化・多様化している状況の中、これまで以上に学校事務職員による積極的な学校経営への参画が必要とされています。特に今後は、問題に対して事後に対応するような「受け身型」の学校経営への参画から、自ら課題を発見し解決方法を考えるような「提案型」の参画が必要であることから、研究部では昨年度より「提案型の学校事務職員」テーマに研究を進めてきました。

昨年度の研究発表以降、研究部員がそれぞれの所属において各学校の課題解決や改善に向けた提案の実践に取り組んでおり、平成28年5月に行った研修会では「学校事務職員による提案実践の経過報告」と題し実践内容の中間報告を行いました。今年度はさらに研究を進め、平成28年11月22日に開催された第24回大阪市立小中学校事務研究大会においては、「提案型の学校事務職員に求められるもの」と題して研究発表を行いました。学習指導要領の改訂や市費職員への転任など、学校教育や大阪市の学校事務職員を取り巻く状況が大きな変革期を迎えている中、学校経営に参画していくため提案型の学校事務職員に求められるものとは何なのか、提案の実践とその効果の検証などを通じて考察してきた研究の成果を発表しました。研究発表後も研究部ではさらに実践を重ね、「提案型の学校事務職員」を継続したテーマとして研究を進めています。

研修部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) 市の施策を踏まえた研修

条例や制度が新たに制定・改正される中、日々の業務を遂行するため、より広い視野から財務運営や学校経営に参画することができるよう、実務研修会や振り返り研修会の実施等、会員の職能向上につながる研修会を企画します。

(2) 効率的・効果的な事務処理を進める研修

より効率的・効果的な事務処理を進めるため、研修資料の作成やパソコン操作研修の実施等、実務に活かせる研修会を企画します。

(3) 今日の課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

日々の実務における制度改正等が生じた際、研修部内で自主研修を行い、注意点や留意点を会報で周知し、会員の実務実践力の向上へつながるよう取り組みます。

(5) 大阪市立学校事務連絡協議会（市連協）の主管団体として取り組みます。

〔活動内容〕

今年度、研修部では4つの研修会を行いました。5月の研修会では、平成27年11月に消防用設備等の点検結果の調査が行われたことを受け、消防設備等点検によって指摘された事項については早期の是正が必要であることを再度認識するとともに、各学校において適切な管理が求められることから、消防用設備管理への理解を深め、日々の実践に活かすことを目的とし、消防用設備等点検について研修会を開催しました。

8月のパソコン研修会では、学校で実践できる内容としてExcelに焦点を当て、①CSVファイルの取扱いについて②データの入力規則について③関数(IF・VLOOKUP等)④データベース機能の活用について研修会を開催しました。

また、1月に実務研修会として、『学校徴収金会計事務について』と題し、学校徴収金会計基準を中心に、必要となる制度や根拠を正しく理解するとともに、予算補正や決算事務を中心に研修会を開催しました。

2月に大阪市立高等学校事務研究会と協賛で大阪市立学校事務連絡協議会を開催し、大阪市の施策である『学校教育ICT活用事業』について知識を深めました。

〔研修内容〕

- (1) 研修会「消防用設備等点検について」
日 時 平成28年5月27日（金）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
講 師 大阪市教育委員会事務局 施設整備課
設備管理担当課長代理 栗田 政志 様
会 場 大阪市立西区民センター
- (2) パソコン研修会「E x c e lに関する操作研修」
日 時 平成28年8月22日（月）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
内 容 E x c e lに関する操作研修
会 場 大阪市教育センター
- (3) 実務研修会「学校徴収金会計事務について」
日 時 平成29年1月13日（金）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会会員
発 表 研修部
会 場 大阪市教育センター
- (4) 大阪市立学校事務連絡協議会「学校教育ICT活用事業について」
日 時 平成29年2月7日（火）
対 象 大阪市立小中学校事務研究会役員・事務局専門部員・監査委員、大阪市立高等学校事務研究会の各会員
内 容 ① 「学校教育ICT活用事業」の概要と今後の展望についての講義。
② タブレット等のICT機器の説明や、機器を活用した模擬授業。
③ 各研究会の活動報告について
会 場 大阪市教育センター

6 研究大会実行委員会

第24回研究大会実行委員会を研究大会実施規程に基づき開催しました。大会を円滑に実施するために実行委員が事務局・庶務係・集録係に分かれ、研究部、役員会と連携しながら企画・運営にあたりました。

研究大会の概要は次のとおりです。

大会テーマ	「つながろう！つながりから見える学校事務の向上」 ～ 共に踏み出そう！学校教育の未来へ ～
開催日	平成28年11月22日（火）
会場	大阪市教育センター
内容	記念講演 『『チーム学校』論議と学校事務職員の課題』 講師 茨城大学大学院 教育学研究科 准教授 加藤 崇英 様
	研究発表 「提案型の学校事務職員に求められるもの」 研究部

7 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
定期総会の議事内容は、次のとおりです。
 - ① 平成27年度 事業報告について
 - ② 平成27年度 決算報告及び監査報告について
 - ③ 平成28年度 会長、副会長及び監査の選出について
 - ④ 常任理事の承認について
 - ⑤ 平成28年度 事業計画（案）について
 - ⑥ 平成28年度 予算（案）について

- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）
近事研代議員会の議事内容は、次のとおりです。
 - ① 平成27年度 事業報告について
 - ② 平成27年度 会計決算報告及び監査報告について
 - ③ 平成28年度 事業計画（案）について
 - ④ 平成28年度 会計予算（案）について

- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
定期総会の議事内容は、次のとおりです。
 - ① 平成27年度 事業報告について
 - ② 平成27年度 会計決算報告並びに監査報告について
 - ③ 平成28年度 役員等の選出について
 - ④ 平成28年度 事業計画（案）について

- ⑤ 平成28年度 会計予算（案）について
- ⑥ その他

(4) 大阪市立学校事務連絡協議会（略称 市連協）
事業報告〔研修部 活動内容〕参照

(5) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
福岡市が主管し、開催されました。

政令指定都市給与移管に向けた、各市の取組等についての情報交換、討議を行いました。それぞれの単位研究会の研究や研修活動の報告や情報交換を行い、その成果を共有しました。

- ① 政令指定都市給与移管に向けて事務研究会としての取組
- ② 政令指定都市給与移管に向けての事務研究会組織のあり方
- ③ 今後の定例会のあり方について

平成28年度 大阪市立小中学校事務研究会 決算書

平成28年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の決算は、次のとおりです。

1 収入の部		(単位:円)					
項 目	予 算 額	補正予算額	予算現額	決 算 額	説 明		
会 費	615,000	-197,000	418,000	418,000	1,000円×418名		
補 助 金	200,000	0	200,000	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金		
研 究 大 会 資 料 代	20,000	-10,000	10,000	10,000	他府県研究大会資料代 2,000円×5冊		
前 年 度 繰 越 金	82,699	0	82,699	82,699			
雑 収 入	100	299,913	300,013	300,013	銀行預金利息、広告収入		
合 計	917,799	92,913	1,010,712	1,010,712			
2 支出の部		(単位:円)					
項 目	予 算 額	補正予算額	予算現額	決 算 額	説 明		
報 償 費	報 償 金	123,500	-35,746	87,754	87,754	研究大会・PC研修会講師謝礼	
需 用 費	消 耗 品 費	37,000	120,225	157,225	157,225	運営・活動用消耗品等	
						事務局	140,332 円
						研究部	0 円
						研修部	0 円
	印刷製本費	300,000	0	300,000	300,000	研究集録等印刷	
運 営 費	渉 外 費	6,000	-2,000	4,000	4,000	政令指定都市研会議費	
役 務 費	通 信 運 搬 費	20,000	272	20,272	20,272	郵便切手、振込手数料、物品運搬費	
	筆 耕 翻 訳 料	30,000	-30,000	0	0	研修会手話通訳料	
使 用 料	会 場 使 用 料	40,000	-8,100	31,900	31,900	会場使用料	
	貸 借 料	32,400	0	32,400	32,400	ホームページサーバー料4~3月	
負 担 金	会 費	110,000	-5,000	105,000	105,000	全・府事研究会費、指定都市分担金	
旅 費	普 通 旅 費	218,000	-1,140	216,860	216,860	全事研交通費、政令指定都市研究協議会交通費、全事研評議委員会交通費	
予 備 費		899	-899	0	0		
次 年 度 繰 越 金		0	55,301	55,301	55,301		
合 計		917,799	92,913	1,010,712	1,010,712		

監 査 報 告

1 事業監査報告

総会で承認された事業計画に基づいて、研究大会実行委員会・事務局及び各専門部が活動を成し得ているかどうか、会則第25条の規定により、幹事会等に出席し、監査を行いました。

平成28年度の事業計画のとおり、研究大会実行委員会・事務局及び各専門部が、会則第2条の規定に基づいて、目的達成に向け活動していたことを認めます。

2 会計監査報告

平成28年度会計について、会則第25条の規定により、帳簿等の監査を平成29年4月28日に行いました。

平成28年度会計決算報告書のとおり、会則第39条による会計規程に基づいて関係書類が整備され、適正に執行されたことを認めます。

平成29年4月28日

監査委員 石川 弘 一 ⑩
" 永 田 基 ⑩

(印影省略)

平成29年度 事業計画（案）

平成29年度文部科学省予算5兆3,097億円のうち文教関係予算は4兆402億円計上されました。これは、昨年度から継続して、国が引き続き成長・発展を持続するためには、一人ひとりの能力や可能性を最大限引き出し、付加価値や生産性を高めていくことが不可欠であり、誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現に向けて、教育再生のための取組を強力に推し進めることが必要であることを表しています。そのために、社会を生き抜く力の養成・未来への飛躍を実現する人材の養成・学びのセーフティネットの構築をはじめとする「教育再生」を実現するための施策に重点がおかれています。また、中央教育審議会では、「チーム学校」として、学校の組織的な教育力の充実に向けた次世代の学校指導体制基盤整備として、学校事務職員、養護教諭、栄養教諭等の配置拡充が推進されています。

大阪市では、教育施策に関する基本計画である「大阪市教育振興基本計画」が平成29年3月に改定されました。これまでの「めざすべき目標像」と、その達成に向けて教育に携わる全ての人々が共有すべき「基本となる考え方」を継承し、平成32年度までの4年間で、これまで構築された教育制度の基盤を堅持しながら学校現場への改革の浸透を図り、新たな価値を生み出す「改革の第2ステージ」と位置付けています。学校運営においても、学校長がリーダーシップを発揮し、特色ある教育実践を創造し、活性化を図るためには、学校長を中心とした学校の組織マネジメント体制の確立がさらに重要となります。

国会では「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部改正する法律」が4月1日に施行され、学校教育法においては「事務職員は、事務に従事する。」としていた第37条の規定が「事務職員は、事務をつかさどる。」と改正されました。大阪市では平成2年に定められた「学校財務取扱要綱」において、既に「学校事務職員は、財務事務をつかさどる」と示されており、平成19年度には、大阪市立学校管理規則の一部が改正され、事務主幹、事務主任及び事務副主任それぞれの職務内容として「事務をつかさどる」と定められるなど、これまでも学校事務職員の学校経営への参画について先進的に条件整備が進められてきました。私たち学校事務職員は、学校現場で働く唯一の行政職員として、総務や財務面といった専門性を伸ばしつつも事務業務全般をつかさどり、円滑に運営していくことがより一層求められています。

平成29年4月には、府費負担教職員の給与負担等が政令指定都市へ移譲され、転任後の新たな職務級等が示されました。また、これにあわせて、「大阪市立学校管理規則」において、事務主幹及び事務主任の職務内容の整理や権限移譲に伴う規定整備等の改正が行われました。さらに、「学校間連携実施要綱」においても、学校間連携を通じて学校事務職員の資質・能力の向上や学校事務機能の拡充とより一層の適正かつ円滑な執行を図り、学校教育の充実と学校のマネジメント機能の強化を図ることを目的に改正が行われ、学校事務の監理及び支援などの学校間連携で実施する事項の拡充とともに、学校間連携の組織において、事務主任が連携グループにおける学校事務を掌理することや、事務主幹が複数の連携グループで構成される連携ブロックを掌理すること、主務は事務主任を補佐することなどが定められました。

市事研では、こうした新しい時代に対応した学校事務職員の果たすべき役割を探求し、より信頼ある確かな学校事務の実現と学校教育の充実に向け、日々の実践を積み上げ、その成果を教育現場の実態に即した制度の構築へとつなげていく必要があると考えます。また、世代交代が進むなか、学校事務職員がそれぞれの職場での確かな判断力をもって企画調整にあたり、計画的に、そして迅速かつ正確に、学校財務運営を行うことが必要であると考えています。その目的を果たすための一つとして、財務運営における基本的な流れを理解し、年間財務運営サイクル等を、より今の時代に即した形へ転換するための研究を進めます。

そこで、今年度の研究課題については、引き続き「つながろう！つながりから見える学校事務の向上」とし、活動の重点を「学校力が向上する学校事務モデルの研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」とします。また、8月には、これまで研究を進めてきた新たな学校事務モデル「提案型の学校事務職員」について、第49回全国公立小中学校事務研究大会（京都大会）で発表します。

1 学校力が向上する学校事務モデルの研究

これまで、学校力の向上をめざす「チーム学校」の一員として、学校事務職員のもつ専門性や強みを生かした学校経営への参画方法について考察するなど、各学校の事務機能強化に向けた学校事務モデルについて研究してきました。約4割以上が20代と世代交代が進み、単数配置校が増加するなか「提案型の学校事務職員」をより推進し、発展させていくためには、経験年数の少ない学校事務職員の職能形成や資質向上を一層図る必要があります。引き続き、各学校の特性を生かし、財務担当職員の経験年数の違い等にかかわらず、的確な意思形成のもと、適正かつ効果的な財務運営がすべての学校で標準的に行われるよう、学校財務運営に関する理解を深め、より効率的・効果的な学校事務につながる研究を進めます。

2 信頼に応える確かな学校事務の実践

(1) 市の施策を踏まえた実践

大阪市教育委員会は、平成29年度の運営方針について「大阪市教育振興基本計画」における2つの最重要目標である「子どもが安心して成長できる安全な社会（学校園・家庭・地域）の実現」「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓くための学力・体力の向上」を達成するため、施策を総合的に推進し、学校現場への「改革のさらなる浸透」を図るとしています。私たち学校事務職員は、日々の業務を確実に遂行するため、国・市の施策や法改正の動向なども踏まえ、より広い視野から財務運営や学校経営に参画する必要があります。そのために、必要な情報収集を行い、会員の職能向上につながる研修や資料などの作成を行います。

(2) 効率的・効果的な事務の実践

パソコンを有効的に活用し、より効率的・効果的な事務処理を行うため、パソコン操作研修や資料作成に取り組みます。

(3) 事務実践につながる今日的課題研究

学校力の向上、信頼に応える確かな学校事務をめざすためには、学校全体の教育力を高めていくことが大切です。子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、事務職員の専門性に沿う日々の実務実践に活かせる課題について、より深く理解する研修が必要です。専門的な知識や経験を積まれた方を講師に招いた研修会の実施や情報提供を積極的に進めます。

3 組織力の向上

(1) 会報等の積極的活用

会報の発信を通して、会員へ仕事に役立つ資料や情報等の提供をより積極的に推進します。また、より多くの情報をより迅速に会員へ発信できるよう、ホームページを積極的に活用し内容充実に努めます。

(2) 区会

区会は平成18年度の会則改正をもって、地域性や区内事務職員の構成人数、経験年数を踏まえ、よりきめ細かいOJT・実践交流の場として、学校間の連携を深め、学校の課題解決に向けた活動を展開してきました。一方で平成27年度に大阪市学校間連携実施要綱が制定、定着が図られるなか、平成29年度4月に改正され、学校間連携で実施する内容が拡充されました。区会については当面休止しますが、幹事会や全事研等の資料配付及び情報共有等は引き続き行い、今後の更なる本会の目的達成に必要な研究研修活動のあり方を含め、幹事会等で会員の意見集約を行います。

(3) 事務局・専門部活動の充実

大阪市の学校事務と学校事務職員を取り巻く状況を踏まえ、今後の組織と研究会活動の在り方について検討を進める必要があります。その一環として、役員選出規定の一部改正を行い、会計を廃止します。

また、会員の意思を反映した事務局・専門部活動に引き続き努めるとともに、活動を通して、今まで以上に研究・研修を行えるよう取り組みを進めます。

平成 29 年度 活動内容

1 幹事会

幹事会は、会則 11 条に基づく事項について決議し、円滑な研究会活動を図るべく開催します。

2 役員会

役員会は、会則 13 条に基づき会務を執行します。

3 事務局

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報等の発信
- (5) 関係機関・団体との連携

4 専門部

研究部

[活動テーマ及び方針]

(1) 学校事務職員の果たす役割の研究

学校教育に対して今後学校事務職員が果たすべき役割や可能性について研究します。学校事務職員の専門性や強みを活かした具体的な事務実践に取り組み、学校経営への参画方法などについて考察します。

(2) 事務改善に関する研究

学校事務の領域全般を視野に入れた、効率的・効果的な事務の運営について研究します。

(3) 学校事務の調査および統計

- ① 会員の意見や実践事例等を研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。
- ② 全国的な学校事務の状況や関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

研修部

[活動テーマ及び方針]

(1) 市の施策を踏まえた研修

条例や制度が新たに制定・改正される中、日々の業務を遂行するため、より広い視野から財務運営や学校経営に参画することができるよう、会員の職能向上につながる研修会を企画します。

(2) 効率的・効果的な事務処理を進める研修

より効率的・効果的な事務処理を進めるため、研修資料の作成等、実務に活かせる研修会を企画します。

(3) 今日の課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

日々の実務における制度改正等が生じた際、会報やHPを活用し、会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

(5) 大阪市立学校事務連絡協議会（市連協）の取り組みに協力します。

5 第49回全国公立小中学校事務研究大会(京都大会)分科会

平成29年8月2日（水）～4日（金）に開催される第49回全国公立小中学校事務研究大会（京都大会）において、市事研が第3分科会（大阪中支部）を担当します。

※分科会担当のため、平成29年度の大阪市立小中学校事務研究会研究大会は開催いたしません。なお分科会報告は京都大会終了後に紙面にて行います。

大会テーマ	「地域協働による学校づくりと地域づくり」 ～「京から明日」古都から奏でる未来～
期 日	平成29年8月2日（水）～8月4日（金） ※分科会は8月3日（木）に行われます。
分科会テーマ （第3分科会）	「提案型の学校事務職員をめざして」 ～子どもたちの学びを豊かにするチームの一員として～
分科会会場 （第3分科会）	ロームシアター京都 ノースホール

6 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）
- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
- (4) 大阪市立学校事務連絡協議会（略称 市連協）
- (5) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
- (6) その他

平成29年度 大阪市立小中学校事務研究会 会計予算書

平成29年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の予算は、次のとおりです。

1 収入の部				(単位:円)				
項	目	予 算 額	説 明					
会	費	553,000	1,000円×553名					
補	助 金	200,000	(財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金					
前	年 度 繰 越 金	55,301						
雑	収 入	100	銀行預金利息等					
合 計		808,401						
2 支出の部				(単位:円)				
項	目	予 算 額	説 明					
報	償 費	報 償 金	123,500	研修会講師等謝礼				
需	用	費	消 耗 品 費	229,000	運営・活動用消耗品等			
					事務局	159,000	円	
					研究部	20,000	円	
					研修部	20,000	円	
			全事研大会	30,000	円			
運	営 費	渉 外 費	6,000	政令指定都市研会議費、渉外費				
役	務 費	通 信 運 搬 費	21,000	郵便切手、振込手数料、物品運搬費等				
		筆 耕 翻 訳 料	60,000	研修会手話通訳料				
使	用 料	会 場 使 用 料	91,000	会場使用料				
		貸 借 料	32,400	ホームページサーバー料				
負	担 金	会 費	105,000	全・府事研会費、政令指定都市分担金等				
旅	費	普 通 旅 費	140,000	全事研総会・評議員会交通費等				
予	備	費	501					
次	年 度 繰 越 金	0						
合 計		808,401						

平成 29 年度 事業・活動計画表

月	事業・活動内容（概要）
4	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度事業計画の立案 平成29年度会計予算の立案 事務局・専門部会
5	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度総会、研修会 <p>5月26日（金）大阪市立港区民センター</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会 事務局・専門部会
7	<ul style="list-style-type: none"> 事務局・専門部会
8	<ul style="list-style-type: none"> 第49回全国公立小中学校事務研究大会（京都大会）分科会 <p>8月3日（木） ロームシアター京都 ノースホール</p>
9	
10	<ul style="list-style-type: none"> 事務局・専門部会
11	
12	<ul style="list-style-type: none"> 研修会 事務局・専門部会
1	<ul style="list-style-type: none"> 幹事会
2	<ul style="list-style-type: none"> 事務局・専門部会
3	<ul style="list-style-type: none"> 事務局・専門部会 平成29年度活動の総括

大阪市長小中学校事務研究会会則

平成5年3月2日制定
平成5年4月1日施行
最近改正 平成7年5月24日
平成18年6月15日
平成19年2月15日
平成23年5月31日
平成28年5月27日

前文

本会は、大阪市長小学校事務研究会並びに大阪市長中学校事務研究会の発展的解消により、それぞれの機関決定を経て、ここに組織合同をする。

前身である両研究会の活動の所産である財物は、有形無形を問わず、これを本会が継承する。

第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市長小中学校事務研究会という。

2 本会は、事務所を会長の勤務する所に置く。

第2条 本会は、学校事務の研究を推進し、事務職員の資質と職能の向上に努め、大阪市の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究大会の実施
- 2 広報、啓発活動
- 3 調査、研究活動
- 4 研修会の実施
- 5 関係機関・団体との連携
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

第3条 本会は、大阪市長小学校、中学校及び学校経営管理センター等に勤務する事務職員で構成する。

第4条 本会は、行政区を組織の単位とする。

2 行政区には、幹事を置く。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、会則に基づき、会の運営と活動に参加する権利を有する。

2 会員は、本会が会費（分担金）を納める研究団体の会員としての権利を有する。

第6条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第 4 章 機 関

第 7 条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 幹 事 会
- 3 役 員 会

第 8 条 総会は、本会の最高の決議機関で、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。

第 9 条 総会は、次のことを決める。

- 1 会の運営方針及び事業計画
- 2 予算の決定及び決算の承認
- 3 会則の制定並びに改正
- 4 役員、監査委員の承認
- 5 他団体への加入並びに脱退
- 6 その他本会の目的達成に必要な重要事項

第10条 幹事会は、総会に次ぐ決議機関で、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第11条 幹事会は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 補正予算の決定
- 3 会則の解釈並びに規程の制定及び改正
- 4 その他本会の運営に必要な事項

第12条 役員会は、本会の執行機関で、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計及び専門部長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

第13条 役員会は、次のことを行う。

- 1 決議機関から与えられた事項の執行
- 2 総会及び幹事会に提出する議案の作成
- 3 事務局の運営及び統括
- 4 専門部の運営及び統括
- 5 研究大会の実施
- 6 区会への連絡及び調整
- 7 その他緊急事項の処理

第14条 総会の議長は、出席員より互選する。

- 2 幹事会の議長は、幹事より互選する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。

第15条 この会則による会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会に出席できない場合は委任状をもってあてることができる。

- 2 前項にかかわらず総会の成立は、4分の1以上とする。
- 3 議決は、出席員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。ただし、第9条第3項に関しては出席員の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 幹 事

第16条 本会には、幹事を置く。

第17条 幹事は、行政区ごとに選出する。

2 選出方法については、行政区より1名の幹事を選出する。

3 幹事は、役員及び監査委員を兼ねることはできない。

第18条 幹事の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし欠員の補充は、当該の行政区で行い、任期は前任者の残余期間とする。

第6章 役 員

第19条 本会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

事 務 局 長 1名

事務局次長 2名

会 計 1名

研 究 部 長 1名

研 修 部 長 1名

第20条 役員職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。また、担当専門部に助言し、行政区との連絡調整をする。

3 事務局長は、事務局業務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその代理をする。

5 会計は、会計業務を処理する。

6 研究部長、研修部長は、各部の業務を総括する。

第21条 役員は、別に定める役員等選出規程により選出し、総会の承認を得る。

第22条 役員任期は、総会より翌々年の総会までの2ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充で就任したものの任期は前任者の残余期間とする。

第7章 監 査 委 員

第23条 本会には、監査委員を置く。監査委員は本会の運営から独立した権限をもつ。

第24条 監査委員は、2名とする。

第25条 監査委員は、決議された事業計画等に照らし、会務運営及び会計処理の監査を行い会員に報告する。

第26条 監査委員の選出及び任期は、監査業務の独立性を鑑み、第21条、第22条を準用する。

第8章 事務局

第27条 本会には、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。

3 事務局は、役員の推薦により事務局員を若干名置く。

4 事務局員は、会長が委嘱する。

5 事務局員の任期は、事務局長の任期に準ずる。

第28条 事務局は、次の業務を行う。

1 本会の事務の総括及び整理

2 組織実態の把握

3 会務の記録及び保存

4 関係機関・団体との連携

5 会の内外への広報活動

6 その他必要な事項

第9章 専門部

第29条 本会には、次の専門部を置く。

研究部

研修部

第30条 専門部には、専門部会を置き、部長、副部長及び部員をもって構成する。

第31条 専門部は、公募により部員を若干名置く。

2 部員は、会長が委嘱する。

3 副部長は、部長が指名する。

4 副部長は、部長を補佐する。

5 副部長及び部員の任期は、専門部長の任期に準ずる。

第32条 研究部は、次の事業を行い、研究課題別に小部会を設置することができる。

1 職務の研究

2 事務改善研究

3 学校事務の調査・統計

4 その他部の目的達成に必要な活動

第33条 研修部は、次の事業を行う。

1 研修計画の検討及び立案

2 研修会の立案及び実施

3 その他部の目的達成に必要な活動

第10章 区 会

- 第34条 本会は、行政区に区会を置く。
第35条 区会は、本会の目的達成に必要な研究研修活動を行う。
第36条 区会には、第4条2に規定する幹事を置く。
2 幹事は、幹事会に出席し、本会との連絡調整にあたる。

第11章 会 計

- 第37条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。
第38条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
第39条 会計規程は、別に定める。

第12章 付 則

- 第40条 この会則の改正については、その議案を付して総会の2週間前に通知する。
第41条 この会則は、平成5年3月2日に制定し、平成5年4月1日より施行する。
付 則 この会則は、平成7年5月24日に一部改正し、平成7年5月24日より施行する。
この会則は、平成18年6月15日に一部改正し、平成18年6月15日より施行する。
この会則は、平成19年2月15日に一部改正し、平成19年2月15日より施行する。
この会則は、平成23年5月31日に一部改正し、平成23年5月31日より施行する。
この会則は、平成28年5月27日に一部改正し、平成28年5月27日より施行する。

大阪市立小中学校事務研究大会実施規程

- 第1条 この規程は、大阪市立小中学校事務研究大会（以下、「研究大会」という。）を実施するために定める。
- 第2条 研究大会は、専門部、及びグループ・個人の研究・研修等の場とし、職務の探究と職能の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部の研究発表等は、1以上の専門部が行う。
2 グループ・個人の研究発表は、公募により行う。
- 第4条 研究大会を実施するために、実行委員会を設置する。
- 第5条 実行委員会は、次により構成する
役員会 2名（内1名は、研究大会担当副会長）
事務局・専門部 各1名
会員 若干名
- 第6条 実行委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第7条 実行委員の任期は、実行委員会の設置より当該研究大会に関する全ての業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。欠員による補充については、前任者の残余期間とする。
- 第8条 実行委員会は、次のことを行う。
1 研究大会の企画立案に関すること
2 研究発表者等の募集、依頼及び調整に関すること
3 大会運営に関すること
4 大会記録に関すること
5 その他必要な事項
- 第9条 実行委員会は、前条の任務について立案した事項を役員会に報告し、承認を得る。
- 第10条 実行委員会設置の事務は、役員会が行う。
- 第11条 この規程の改定は、幹事会が行う。
- 第12条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

役員等選出規程

- 第1条 この規程は、会則21条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、研究部長、研修部長及び監査委員の選出に適用する。
- 第3条 選出を行うために、役員等選出委員会を設置する。設置の事務は、事務局が行う。
- 第4条 役員等選出委員は前年度の幹事より5名選出する。
2 現役員等が委員になること、及び委員から役員等の候補者になることはできない。
3 委員の互選により委員長を1名置く。
- 第5条 役員等選出委員会は、構成員の2分の1を超える出席で成立し、その過半数で議決され、可否同数の場合は議長が決める。議長は委員長とする。
- 第6条 役員等選出委員会は、次の業務を行う。
(1) 役員等選出委員会は、会員から役員等の候補者を推薦する。推薦にあたっては会員及び役員等の意見を聴取することができる。
(2) 役員等選出委員会は、役員等の候補者の了解を得た後、役員等の候補者の名前を会員に公表する。
(3) 役員等選出委員会は、総会において役員等の候補者を公表するに至るまでの経過の報告を行う。
- 第7条 役員等選出委員会は、役員等が総会において承認された後、その任務を終了する。
- 第8条 役員等に欠員が生じたときは、役員会が幹事会にはかる。
- 第9条 この規程の解釈及び改正は幹事会で行う。
- 第10条 この規程は平成19年2月15日より施行する。
- 付 則 この規程は平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。

会 計 規 程

- 第1条 この規程は、会則第39条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、本会の予算及び出納に関する会計事務に適用する。
- 第3条 本会には次の会計帳簿をもうけ会員の要求により随時これを公開する。
- | | | |
|------------|---------|-------------|
| 1 予算書 | 2 預貯金通帳 | 3 収入・支出関係書類 |
| 4 金銭出納簿 | 5 予算差引簿 | 6 決算報告書 |
| 7 その他必要な書類 | | |
- 第4条 会則第6条により会員は会費を納入する。
- 2 会費は1会員につき年額1,000円とする。
- 第5条 本会の会計年度は、会則第38条により毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第6条 会長は、会計年度当初に予算書を作成し、総会で承認を得る。
- 第7条 副会長は、収入に関する事務を管理する。
- 第8条 副会長は、予算の執行に関する事務を管理する。
- 第9条 副会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成する。
- 第10条 会長は、決算報告書を会計年度終了後、速やかに監査委員に提出し、監査を受ける。
- 第11条 会長は、監査終了後、決算報告書を総会に提出し、その承認を得る。
- 第12条 この規程に関する会計帳簿の保管年限は、5年とする。
- 第13条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。